

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市個人情報保護審議会
会 長 野呂 充

大阪市個人情報保護条例第 43 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 23 年 8 月 9 日付け大市民第 450 号により諮問のありました件について、次のとおり
答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 23 年 6 月 22 日付け大市民第 256 号
により行った開示決定（以下「本件決定」という。）に対する異議申立ては、不利益な
処分を求めたものであって、異議申立人に不服申立ての利益があると認められないこと
から、却下すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 23 年 6 月 8 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例
第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「市民
局総務の持つ、私の生野区・局の件で、行った人権室課長調査記録全部。」との旨の
開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報として、「人権室課長作成記録『異議申
立人からのお申し出』」（以下「本件情報」という。）を特定した上で、本件決定を
行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 7 月 13 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、
行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「行服法」という。）第 6 条第 1 号に
基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

処分の取り消しを求める。請求文書は、不存在である。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件情報は、実施機関に異議申立人から「生野区・健康福祉局の件」で人権室課長を処分するよう申し出があり、そのため実施機関が当該課長に対し事実調査した際に取得したものである。

よって、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報として本件情報を開示した。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 本件異議申立ての適法性について

- (1) 個人情報保護制度は、条例第1条で規定するとおり、「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める市民の権利」を保障するための制度である。
- (2) 開示請求権を規定した条例第17条第1項では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と定めているところ、同項に基づく保有個人情報の開示請求に係る決定に対する不服とは、「開示を受けたいのに、開示されない」ことに対する不服が対象であると解される。
- (3) そこで、本件決定に対する異議申立人の主張（上記第3）によれば、本件異議申立ては、実施機関の開示決定に対し、自己を本人とする個人情報の「非開示を求める（開示を求めない）」とするものであり、条例が規定する開示請求権の趣旨からすると、本件決定より不利益な処分を求めた本件異議申立ては、不服申立ての利益があると解することはできない。
- (4) したがって、本件異議申立ては、不利益な処分を求めたものであって、異議申立人に不服申立ての利益がなく、不適法なものであることから、行服法第47条第1項に基づき却下すべきである。なお、同項に該当する異議申立てが、条例第43条第1号で規定する「不服申立てが不適法であり、却下するとき」に該当することは言うまでもない。

3 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(参考) 答申に至る経過

平成 23 年度諮問受理第 9 号

年 月 日	経 過
平成 23 年 8 月 9 日	諮問
平成 23 年 10 月 18 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 23 年 11 月 29 日	異議申立人から意見書の提出
平成 24 年 1 月 31 日	異議申立人から再意見書の提出
平成 24 年 2 月 13 日	異議申立人から再意見書の提出
平成 25 年 2 月 8 日	審議 (答申案)
平成 25 年 2 月 22 日	答申